和歌山県　資料提供
令和７年５月 19 日

知らないオドロキが色々色々
聖地リゾート!!!!! 和歌山

和歌山県こどものこころの診療拠点病院の指定について

県内における様々なこどものこころの問題、児童虐待や発達障害に対応するため、県立医科大学附属病院をこどものこころの診療の拠点となる「和歌山県こどものこころの診療拠点病院」に指定しました。

1　医療機関名

和歌山県立医科大学附属病院　　（和歌山市）

2　指定日

令和７年（２０２５年）４月１日

3　拠点病院の役割

（1）こどものこころの診療支援

（ア）地域の医療機関から相談を受けた様々なこどものこころの問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

（イ）地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々なこどものこころの問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

（ウ）問題行動事例の発生時における医師等の派遣

（エ）地域の保健福祉関係機関等との連携会議への出席

（2）こどものこころの診療関係者の育成

（ア）医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

（イ）地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

（ウ）こどものこころの診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成

（3）普及啓発・情報提供

こどものこころの診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、こどものこころの問題について普及啓発を図る。

(連絡先)
福祉保健部福祉保健政策局こころの健康推進課
担　当：亀井
電　話：073-441-2641
内　線：2615

（参考）

■　**和歌山県こどものこころの診療拠点病院 選定要件**

（１）精神科と小児科の両方を有し、一般社団法人子どものこころ専門医機構が認定する専門医資格を有する医師が常勤すること。

（２）こどものこころの問題等に関する専門的知識及び技能を有する臨床心理士又は公認心理師が配置されていること。
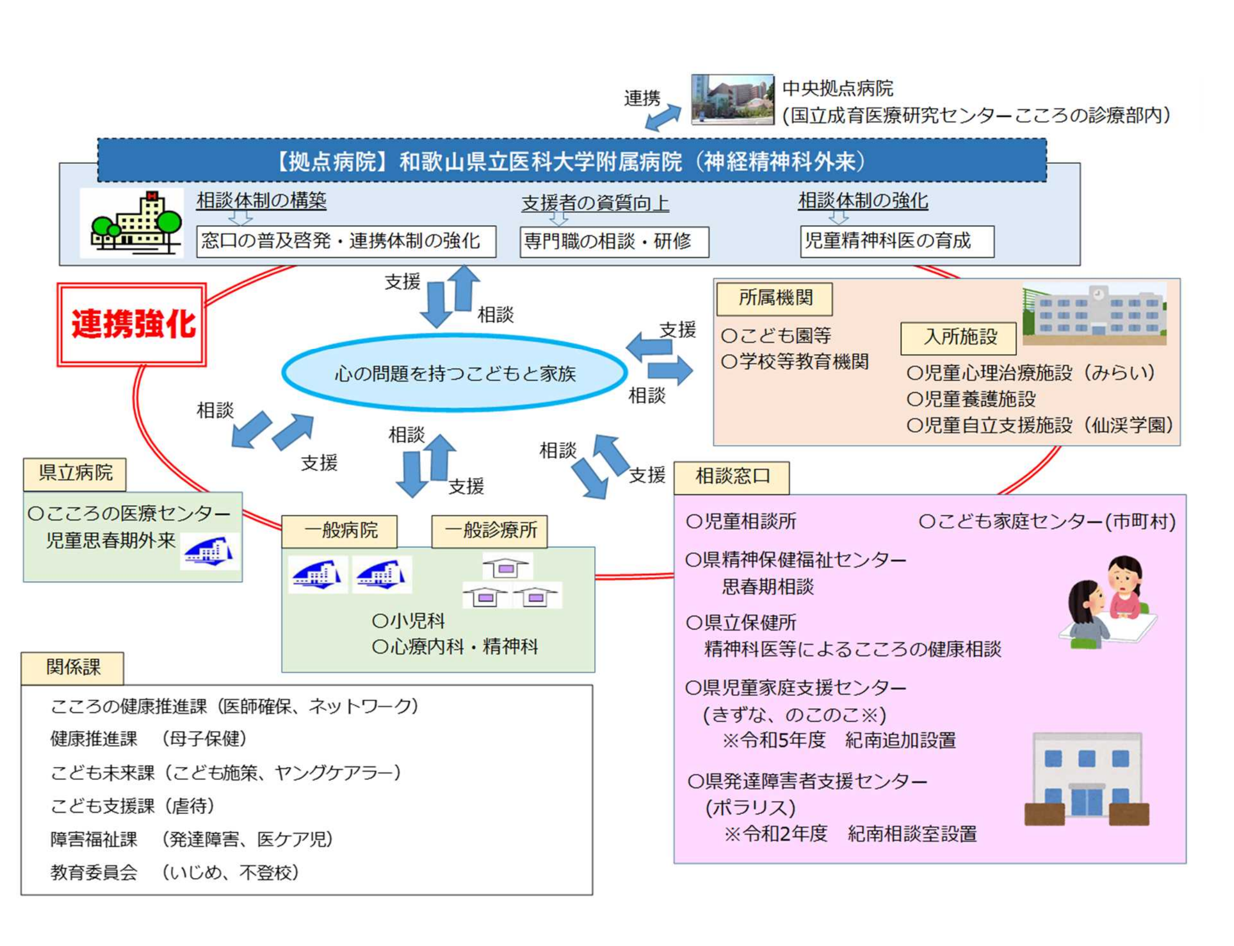
体制図（イメージ）